

9月26日（金）13時30分～15時30分

農林水産省第2特別会議室

第6回「有機JAS規格の格付け方法に関する検討会」議事概要

<議題1について>

資料3及び4について事務局より説明。

事務局：岩井委員が欠席のため、メールでいただいた意見を紹介。「報告書中JAS法19条に関する文面は絶対に残してほしい。有機培地等資材に関する不適正表示やあいまい表示は農林水産省が公正取引委員会に代わって違反を摘発すべき事項である。認定事業者による違反よりも認定機関の不祥事が有機食品への信頼を低下させるので、経営が成り立たない認定機関は淘汰されることも信頼性を高めるためのひとつの方法ではないか」。

安井委員：報告書の内容は不適正事項を改善するための仕組みに重きを置かれていない。登録認定機関が現在の業務規程を守れていないから不適格な事例が生じているが、どうしたら規程が守れるかということが反映されていない。現在の業務規程より細かい規定を作って標準化すれば守れるというものではなく、どうやって守らせるかという検討をし、チェックシート化する等しないと守ることができないのではないかと。全登録認定機関の業務の指針として活用するのが適当であるとする、登録認定機関はガイドラインとして参考にしなさいと受け止めるのか、それともマニュアルに基づいて業務規程の変更が求められるのか。業務規程の変更ということであれば守らせる担保になるが、「判断の基準ではなく手順である」という中身なので、全機関がこのマニュアルを使ってもばらつきは残る。例で言うと、別表2の資材を使う前には重大な危険が急迫していることを文書で客観的に判断できない場合は使用出来ないのかということなど、次から指導すれば使用できるのか、ということなどである。また、FAMICが標準化マニュアルを参考にしてチェック項目を付加することについては、この会で検討した記憶がなく、そこまで検討会の報告に盛り込むのか疑問。

久保田委員：報告書案中「多くの批判を受けることになった」は、「表示の信頼性が揺らいだ」ということ。「ばらつきが目立つことから」という表現は、「一定の水準以上を維持するため」とする。登録認定機関の業務のあり方については、「認定事業者の事故や違反は、①制度や規格の理解不十分、行程管理の未熟さによるもの、②肥料や資材の供給サイドの理解不十分や流通の複雑さに起因するもの、③数は少ないが事業者の故意の違反、④法制度の無理とみなされるものなどがある。これは、登録認定機関の業務のあり方とも深く関わっている。」とし、これが登録認定機関の業務のあり方と深くかかわっているから手順を標準化する、という論旨にすれば理解がしやすい。「このため客観的に公正な業務を行っているかどうかなどについてこれまで以上にFAMICによる登録認定機関の監査時にチェックする必要がある。」の次には「また、同一認定機関内の認定事業者である検査員が相互に検査しあう等の避けることが望ましい極端な事例は、そ

の具体例を業務規程や標準化マニュアルに明記して避けることとすべきである。一方、検査員の資質とも関連するが、検査員が認定事業者・有機農家であることは、日頃の有機農業経験が有機農業技術の評価や使用禁止資材に関する検査に活かされる貴重なものであるとの指摘もあった。有機農業推進法が制定され、より多くの農業者が容易に有機農業に従事していけることが理念とされている現在、個々の有機農家が有機 J A S の規格や制度をよく理解し、自ら有機農業に従事すると共に検査員として地域で活動することは、有機 J A S 制度の認知度を高め、中長期的には国内の有機農業を振興することにつながるという意見もあった。」という文を入れてもらいたい。また「効率的な記録の取り方やその保持について提案を求めることとした。」の次には「また、日本の有機農業者の特徴である小規模・多品目栽培の農家の記録等の様式についても、今後検討し工夫して簡素化を図っていくべきであろう。」を入れていただきたい。「おわりに」の「有機農業推進法も制定されたこともあり、」の次には「消費者の有機農業や有機農産物、有機 J A S 制度へのいっそうの理解を図る施策をはじめ、種々の総合的な推進施策によって有機 J A S 制度が生産者にとってもなじみのあるものになるよう、国や地方自治体に対して、」という文を入れて表現したい。

熊澤委員：一つ入れていただきたいのは、4 ページの登録認定機関の業務のあり方について中に、「また、認定業務のバラツキをなくすためには、J A S 規格とコーデックス規格の整合性をもっと理解することが有益である、との意見が出され、コーデックス規格を尊重する必要があることが確認された」という文を入れていただきたい。久保田委員の意見「登録認定機関の業務のあり方について」中の文言は、マニュアルからの表現であり検討会で内容を確認したわけではないため、「①②③④との表現があった」との表現にしていきたい。「おわりに」の「制度を的確に運営することが有機 J A S 規格及び有機農業の発展を推進するとの認識で合意した」が削除されているが、これは残していただきたい。最後に、この検討会での一番の成果は登録認定機関の業務のあり方について、マニュアルを作ってきちんと運営することが必要だということが皆認識されたことが大きな成果だと思うので、できるだけ詳しく載せたほうがいい。

座長：安井委員からの意見について、この検討会では決して義務化する対象という形では論じていない。参考資料として活用したらどうか、という観点で受け止めている。

小林委員：安井委員から「FAMIC がマニュアルを参考にチェックするのか」との発言があったが、そういうことはありえない。私ども FAMIC は登録認定機関が認定の技術的基準に即して検査しているかということをチェックしているのであり、マニュアルは皆さんが水準を高めていくための、一つの方向付けのための参考資料であると考えられる。

加藤委員：報告書案に賛成である。2 月に検討会が始まってから、2 つの登録認定機関が改善命令、1 つの登録認定機関が業務停止命令をうけた。こういうことが起こるたびに有機の信頼性が失われ、生産者が一生懸命作っても信頼されず、リスクが大きいということで、量販店・加工業者が身を引いてしまう。こうした事故や不適切な状態が有機の普

及の足かせになっている。これをどうしていくか、というのが標準を検討した一番の問題意識。業務停止命令を受ける状態から適正な状態まで認定機関に幅があるので、そういうバラツキはなくしていかなければいけない。安井委員から資材使用の判断について発言があったが、規格を遵守する上でのバラツキの問題と、規格が遵守されないバラツキがある。別表にあるから使用していいということで、実際に必要かどうかきちんと審査しないというのは、いけない。まず審査をやる、その審査結果には幅が出る、その幅については生産者や消費者が認定機関の審査の内容を見て、判断し、認定機関を淘汰する形で整理されていけば良いこと。また登録認定機関は、ガイド65に基づく認定業務規程が適合していることを認められ登録されるが、守れていない現実が存在する。規程をきちんと運用していくために必要なことがある。①事務局にガイド65をきちんと理解し、運営する力を持った人を配置する。②検査員・判定員の能力をもっていなければいけない③実際に事務所を運営し、判定委員会を開く費用が捻出されなければ運営できない。標準中で3つ、どういうことが必要かということの問題提起しているつもり。是非認定機関がこうしたことをしっかり検討し、業務を適正な方向に持っていかないと有機が広がっていかない。このままでは、販売する人たちの間で「有機は怖くて手が出せない」というような懸念が広がる。売れなければ生産者は再生産できない。信頼確保の責任を登録認定機関は負っている、という自覚を全機関に呼びかけていただきたい。その意味でこの事務局案を検討会のまとめとして採用していただきたい。一つ、追加意見として、資材について、肥料を製造販売する方が有機の規格を十分に理解しないままいろんな証明書を発行することによって、生産者が適合しているものと間違えて使用してしまう例が頻繁に起こっている。生産局や肥料の事業者を登録する部局が有機の基準をきちんと肥料製造販売者への周知を積極的に取り組んでいただきたい。このことを検討会として呼びかけていただきたい。

座長：有機適合資材については強い要望があるので、事務局でも受け止めておいて。

水野委員：報告書は良くまとめられている。検討会の内容がそのまま反映されている。賛成である。

戎谷委員：安井委員、加藤委員に、マニュアルに関する検討会としての評価と、これをどう扱うかの文言について合意していただければ結構。当初、生産者の取り組みの困難さについて検討課題としてあったが、報告書中「効率的な記録のとり方を認定事業者自ら工夫するのはもとより、登録認定機関においても認定機関同士の情報交換を行うことなどにより、認定事業者のミスを防止したり、合理的な記録方法を工夫し、認定事業者へ情報提供することを期待したい」という表現が記載されており、当事者同士で、決して水準を下げることなくより取り組みやすい方法を工夫していくということで前向きに評価させていただきたい。規格基準を守った上での判断のバラツキというのは、認定機関・事業者ともに判断に苦慮するような難度の高い意見だと思うが、それ以前に現在の規定そのものが守られないのをどうするか、基本的には登録認定機関としてどこまでや

るのか、事業者が戸惑うことのない形で収めさせていただければ。資材については心もとない面もあるが、現時点では「有機 J A S 適合培地など資材メーカーが、曖昧な根拠で表示をすることについての表示ルールについて何らかの規制を行うべき」との指摘までが限界であろうかと思う。今後の検討課題にしていきたい。基本的には合意する。

座長：安井委員の意見は、認定業務規程をきちんと守れば問題がないので、そのために認定業務のバラツキを最小限にすることを先行させることが有効という結論。加藤委員は、業務規程は当然だが業務規程をより豊かにするか、補足するような業務の標準化を作るマニュアルを用意するほうがいいのかという結論。どちらを先行させるかという意見の違いは、これから話し合いをして詰めていけばよい。検討会としてどう統一的な表現でまとめるかは相談したい。

今村委員：うまくまとめられている。資材、有機種苗については、やむをえない場合には普通の種苗を使用することができるが、生産者も有機種苗メーカーに働きかけて、楽に有機種苗が手に入るともっと有機農業が広がっていく。また、検討会で議論にならない意見だと思うが、有機農産物を商品として流通させるための検討会であるという思い。なぜこんな偽装が出たかという原因は、食べ物を大事にしていない、食べ物を大事にするのが一番であり、これがないと信頼が生まれてこない。食べ物を大事にするという言葉が適切かどうかかわからないが、そういうことも考えていただければいい。的確に運用することが信頼を得ることだという言い方をするが、食べ物を大事にすることが信頼を生むということも知っていただければ。

座長：認定業務をきちんとすれば信頼が得られるという話をしてきたが、本当は真面目な生産者の思いが消費者に正確に伝わるのが一番大事。そのご指摘はどこかに盛り込むよう検討する。

志藤委員：報告書案は賛成。ただ、適切に規格が運営されることが有機農業の発展、生産の拡大、それに関わる生産者、認定機関の発展につながり、最終的に消費者に安全な食べ物を提供できるが、資料 4 の格付実績で、有機格付は 0. 17% くらいしか格付けされておらず、決して満足できるものではなく、今後発展・推進という立場を明確にして考えていかなければいけない数字だと思う。厳格にすれば必ずしも有機農業が発展する、生産の拡大に繋がっていくわけではないと感じているので、適切に運営される中で、いかに拡大・発展していくか常に検証しながら進めていかなければいけない。

金子委員：報告書案 3 ページ後半について、「第 2 回の検討会に提出された標準化マニュアルは、その後、全登録認定機関にも説明され」「この標準化マニュアルが今後さらに多くの意見を吸収しつつ、発展的に改訂されることを前提に指針として扱うことを・・・」等標準についてのレギュレーターは誰がやるのか。皆の意見がまとまるならやっておいたほうがいい。安井委員の提案について、認定を厳しくしないと消費者の信頼をなくすということで、誰もが容易に有機に取り組むことができ、高度な専門知識がなくても的確に格付け業務ができる仕組みづくりを提案すべきということについて、資材について

のルールを作っていれば生産者は悩む必要はない。この提案は大切なこと。責任を持たなければいけない生産者を助ける機関が必要。

座長：判断材料にはさせていただく。資材の有機性の保証は認定事業者がするのが原則だが、資材の保証する制度ができればすごく良い。農水省に対して資材に関する制度を要望するということを幅広く載せていいか。これだけで認定機関のバラツキがだいぶ減る。また、バラツキについても違法性のバラツキではなく、別表の但し書きのバラツキなので言葉が良くない。消費者に誤解を生じさせる。

座長：規制緩和、民間解放の一環であり、基本原則は認定機関が責任を持って行う。検討会は認定機関に提案をする会のため、言葉の締め方は、こういう風にしていただければという、快く受け入れてもらえるような表現に変えることを検討したい。

事務局：過去の議事録を読んで正確さを心がけた。有機の関係者が6回にわたって話し合った実績は重い。検討会終了後、結局何も決まってない、ということがないようにしたいという思いで作成した。また、認定機関や事業者がいくつか処分されている状況で、もっとも困るのは同じような関係者が被害を被ること。この3点を含めてこの報告書を作成したことをご理解いただければ。資材については、すぐに改革案が出るわけではないが、事務局ベースで話をしているということを報告させていただく。

座長：1ページ4行目「指針として活用することが適当である」という表現について、適当という文言が義務化とも読めるため、望まれるという表現ではどうか。

加藤委員：いずれにせよ推進する用意があるので、望まれるという文言で結構である。

久保田委員：金子委員からご指摘のあった、どこがやるのかということについては、各登録認定機関、協議会が自己点検するのが当然。「望まれる」のような表現でよい。

座長：4ページのFAMICの記述について、登録認定機関より前にFAMICが先行して項目を増やすことはありえないため、この文章はいらないのでは。

事務局：検討会そのものの重みを考えたのと、大臣命の特別調査を検討会でFAMICの調査として報告した。FAMICから委員が出席し、マニュアルの話をしていることに鑑み、参考にとという意味だが、現在行われている調査の中身について、ガイド65を守っている中で、加えられるものがあれば加えてもらえればということで、なにもFAMICは変わらないのかといわれないう、入れさせていただいた。

座長：業務の標準化の進捗状況に応じてという文言にする。

水野委員：検査報告書が統一できるようなものがあれば、項目漏れがなくなる。どこかで検討していただきたい。

加藤委員：統一されていないことによる障害は何か。当然認定機関の指定する報告書の確認項目は、認定の技術的基準を網羅されている。

座長：それも業務の標準化に入っているのでもいいのでは。問題があったら協議会で検討して。最終的にいただいたご意見は、事務局と座長に一任いただき文章化させていただいたものを各委員にお返しし、もう一度各委員からご意見頂戴した上でパブリックコメン

トを加味し、もう一度お返しするという形で2回ほどフィードバックさせていただき成案とさせていただく。

久保田委員：必ず入れてもらいたいのは「検査員の資質とも関連するが、検査員が認定事業者・有機農家であることは、日頃の有機農業経験が有機農業技術の評価や使用禁止資材に関する検査に活かされる貴重なものであるとの指摘もあった。有機農業推進法が制定され、より多くの農業者が容易に有機農業に従事していけることが理念とされている現在、個々の有機農家が有機 J A S の規格や制度をよく理解し、自ら有機農業に従事すると共に検査員として地域で活動することは、有機 J A S 制度の認知度を高め、中長期的には国内の有機農業を振興することにつながるという意見もあった。」というパラグラフ。あと最後の「ただ、有機農業推進法・・・」のただという表現は受け入れられないので削除願いたい。

今村委員：決まったことが全部できるのかどうか、情報が事業者に流れてくるのかどうか曖昧。事業者としては、だめなものは駄目いいものはいいとはっきり決めてほしい。認定機関でも協議会でもいいが、情報は末端にまで流してほしい。

志藤委員：有機農業推進法の制定を受けて、どういう風に JAS 制度も適正なものにしていくかということについて、現在の事務局の案よりも、さらに生産者にとってもなじみのある制度にする努力をすることになっているという意味で、まとめの部分については、久保田委員の表現のが良いと感じた。

座長：一番の悩みは有機農業推進法の有機農業がすべて有機農産物にならないということ。有機農業で作った農産物が、認定を取らないと表示の仕様がなくて、現在では表示の仕様がなくて売れない。有機農業推進法と JAS 法が繋がっていないので、有機農業推進法ができたから JAS に盛り込めというのはなかなか難しく、抽象的な表現にならざるを得ない。

有機農業推進法を担当する部署からコメントありませんか。

堀川班長：有機農業推進法の中では環境負荷の軽減を含めて有機農業を推進している。末端では、有機農法でやっていて間違いなく有機と自負している人もいますが、認証を取らないと有機といえないということのもどかしさがあると現場から聞いている。農薬や化学肥料を使わない農法を進めていくのが大事と思っている。当方の制度や事業は始まったばかりなので、模索しながら現場に行き浸透させていきたい。JAS 法を緩めればいいという話でもないし、難しいところ。島崎班長とも非公式で相談してやっていきたい。

事務局：最後に確認。報告書案を基本ベースに反映させていただく。熊沢委員からはコーデックス規格を尊重すべきという発言。今村委員からは、食べ物を大切にするという観点が必要だとの発言。座長と相談の上盛り込むよう努力したい。久保田委員からは、有機農業推進法を反映させた言葉を入れること、検査員と有機農業経験との関係の発言。ここの部分はなんらかの形で盛り込みたい。文書の入替は最低限とさせていただく。FAMIC のチェック項目の書きぶりについては「標準化の進捗状況に応じたチェック項

目を付加する」という書きぶりに改めたい。資材の表示については、農水省に、JAS 適合資材と有機表示そのものの制度について、検討会として期待したいという書きぶりにしたい。すぐその制度が発足するとは思わないが、ご了承の上書かせていただくという事でご理解いただければ。報告書はこの後パブリックコメントにかける。報告書の案が取れた段階で、最終的に全登録認定機関、ここに参加していない登録認定機関にも読んでいただくために送付させていただきたいと考えているのでご了解いただきたい。有機 JAS 規格の資材でやむをえない場合は使用可能という書きぶりについて、全く検討しないで資材を使用するのが問題だということで、一度検討してどうしても無理だという場合には別表のものを使う、という感覚を忘れないように注意喚起をするということがおっしゃっている意味と理解している。最後に、「活用することが望まれる」もしくは望まれると同等な言葉については座長と検討したい。

座長：長い間ご協力ありがとうございます。

新井課長：皆さんが有機に熱心に関心を持っていただき、これを育てていこうということで皆様が望んでいることがよくわかった。その意味で、検討会でいただいた、私どもがやっていくということもあるのできちんとやりながら、皆さんで有機 JAS 規格を育てていくような体制にしていきたい。最後に、難しい検討会をハンドリングした保田座長に感謝したい。